

第52号議案

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正により、氏に変更があった者について住民票に旧氏の記載を求めることが可能となることに伴い、旧氏を表示した印鑑の登録に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市印鑑条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1号ア中「、氏」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を、「又は氏名」の次に「若しくは旧氏」を加え、同号イ中「通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)若しくは氏名のカタカナ表記(住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記をいう。以下同じ。))における氏名、氏若しくは名又は通称若しくは氏名のカタカナ表記における氏名の一部を組み合わせたもので表しているもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イに次のように加える。

(ア) 通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は通称の一部を組み合わせたもので表しているもの

(イ) 氏名のかたかな表記(住民票の備考欄に記録されている氏名のかたかな表記をいう。以下同じ。)における氏名、氏若しくは名又は氏名のかたかな表記における氏名の一部を組み合わせたもので表しているもの

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「、旧氏」を加え、「氏名のカタカナ表記」を「氏名のかたかな表記における氏名、氏若しくは名」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。